

プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」－当初保有持分の再測定

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 9 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」に関する IFRS-IC による合意事項（「アジェンダ却下通知（案）」の公表を含む）についてその内容及び当委員会事務局による気づき事項を説明することを目的として作成している。また、本資料には、第 1 回 IFRS 適用課題対応専門委員会において専門委員から示された主な意見について概要を記載している。

II. 背景

2. IFRS-IC は、2015 年 3 月までに、持分の追加取得によって共同支配事業の参加者が共同支配事業者となる場合に、共同支配事業の資産及び負債に対して当初から保有している持分を公正価値で再測定すべきかどうかの明確化を求める要望を受けた。
3. IFRS-IC は、2015 年 5 月の会議において、関係者へのアウトリーチの結果、この論点に関しては明確な規定が存在しないことから様々な見解がみられることを把握した。また、他の類似する事例においても同様の状況が存在することを把握した。IFRS-IC は、これらを踏まえ、当論点の分析は類似する事例を含めて同時に実施することが有用であるとし、IASB スタッフに対して追加的な分析を指示した。
4. 2015 年 7 月の会議では、持分変動の取引パターンを 25 個に分類した上で、基準に明確な指針がなく、様々な見解がみられる取引パターンが 14 個存在するという分析結果がスタッフから示された。そのうち、広範でなく実務の不統一もみられない取引パターン及び持分法のリサーチ・プロジェクトの範囲に含めるべき取引パターン計 9 個を除外し、残された 5 個の取引パターンを当プロジェクトの対象とするスタッフ提案が示され、IFRS-IC はこれを支持し決定した（別紙 1 参照）。
5. また、当プロジェクトの対象とされる 5 個の取引パターンは次の 3 つの取引類型に分類されている。
 - (1) 取引前には共同支配事業者又は共同支配事業の参加者であった状態から、共同支配事業に対する「支配」を獲得する取引（別紙 1 の取引 #W 及び取引 #X）
 - (2) 親会社が「支配」を喪失し、取引後に共同支配事業者又は共同支配事業の参加者

となる取引（別紙1の取引#0及び取引#T）

- (3) 持分の追加取得により、共同支配事業の参加者が、共同支配事業に対する「共同支配」を獲得し、共同支配事業者となる取引（別紙1の取引#N、要望提出者が質問した取引類型）
6. なお、IASBスタッフによる分析は、当初、IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）に規定する「事業」¹を構成する投資の持分変動についてのみ行われ、「事業」を構成しない投資については対象外とされていた。しかし、IFRS-ICでの議論の結果、「事業」を構成しない投資についての分析も有用であるとして、範囲に含めることとされた。

III. 今回の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフによる提案

7. 今回のIFRS-IC会議では、IASBスタッフは、まず当初保有持分の再測定に関する現行のガイダンスを分析することによっていくつかの一般原則を識別した上で、それらをプロジェクトの対象とされた3つの取引類型へ適用した結果を示した。そのアジェンダ・ペーパーの構成及びスタッフ提案の概要は次のとおりであった²。
- (1) 一般原則の識別：当初保有持分の再測定（AP5）
- 当初保有持分を再測定すべきかどうかに関して考慮すべき主要な要因は、基礎となる経済的事象の重大性である。会計処理方法の変更は、重大な経済的事象が発生した旨を示唆することがあり、重大な経済的事象の発生の有無を評価するための要因となり得る。
 - 従来から保有されていた持分や残存持分の認識にあたっては、それぞれに適切な測定モデル（原価モデル又は公正価値モデル）を考慮すべきである。
 - 本論点は、「事業」の定義を満たす資産又は資産グループに関わる取引と、「事業」の定義を満たさない資産又は資産グループに関わる取引に分けて、別々に分析すべきである。

¹ IFRS 第3号 付録A

事業（business）投資家又はその他の所有者、構成員又は参加者に対し、配当、コストの低減又はその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供する目的で実施され管理される、活動及び資産の統合された組合せ

² 本資料における論点1が2015年9月IFRS-IC会議のAP5、論点2がAP5A、論点3がAP5B、論点4がAP5Cに対応する。

- 原価累積モデル³は、これによる財務情報が、整合性、理解可能性及び有用性に欠けるとして、財務諸表利用者の批判を受けてきたことから、可能な限りその使用を避けるべきである。
 - 投資の構造及び投資の法的形態は、分析に影響を与えない。すなわち、共同支配事業の構造（別個のビークルを通じ、法人格を有する事業体かどうか）によって、従来より保有していた持分に関する会計処理が異なる結果になるべきでない。
- (2) 取引類型 1: 取引前には共同支配事業者又は共同支配事業の参加者であった状態から、共同支配事業に対する「支配」を獲得する取引 (AP5A)
- 「事業」の定義を満たす共同支配事業に対する支配を獲得した場合に従来より保有していた保有持分は、次の理由から、再測定すべきである。
 - 事業の定義を満たす共同支配事業に対する「支配」を獲得することは、重大な経済的事象に該当すること
 - 従来より保有していた持分を再評価することは、IFRS 第 3 号の公正価値測定に関する要求事項とも整合するほか、原価累積モデルを避けることもできること
 - 共同支配事業の構造（別個のビークルを通じ、法人格を有する事業体かどうか）によって、従来より保有していた持分に関する会計処理が異なる結果になるべきでないこと
 - また、上記の明確化については、次の理由から、IFRS 第 3 号の年次改善を通じた基準の修正によって対応すべきである。
 - IFRS-IC が論点の解決を行うか否かを判断するに当たり、考慮すべき要件（デュー・プロセスハンドブック 5.16 項）をいずれも満たすこと
 - 年次改善を行うべきかに当たり、考慮すべき要件（デュー・プロセスハンドブック 6.11 項から 6.14 項）をいずれも満たすこと
 - 他方、「事業」の定義を満たさない共同支配事業に対する支配を獲得した場合、IFRS 第 3 号第 2 項(b)⁴が IFRS 第 3 号は適用されず、資産の取得として原

³ 段階取得等の場合において、被取得企業の過去の原価又は帳簿価額と取得日現在の公正価値とが混合した金額で報告するモデル (IFRS 第 3 号 BC198 項～BC201 項参照)

⁴ IFRS 第 3 号第 2 項 (強調追加)

本基準は企業結合の定義を満たす取引又はその他の事象に適用される。本基準は次の取引には適用しない。

- (a) 共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理
- (b) **事業を構成しない資産又は資産グループの取得。そのような場合、取得企業は、識別可能な取得**

価配分アプローチが適用される旨を規定していることから、当初保有持分は再測定すべきでない。また、上記のとおり、現行のIFRS第3号がすでにガイダンスを提供していること、また、著しい実務の不統一は聞かれないことから、当プロジェクトの範囲に含めるべきではない。

(3) 取引類型2：親会社が「支配」を喪失し、取引後に共同支配事業者又は共同支配事業の参加者となる取引（AP5B）

- 「事業」の定義を満たす共同支配事業に対する支配を喪失した場合については、持分法のリサーチ・プロジェクト（限定的な範囲）が完了し、IASBが修正に関する結論を出すまで、これ以上の議論は延期すべきである。
- 「事業」の定義を満たさない共同支配事業に対する支配を喪失した場合については、よくみられる取引ではないことから、当プロジェクトの範囲に含めるべきではない。

(4) 取引類型3：持分の追加取得により、共同支配事業に対する「共同支配」を獲得し、共同支配事業の参加者が共同支配事業者となる取引（AP5C）

- 「事業」の定義を満たす共同支配事業に対する共同支配を獲得して共同支配事業者となる場合、それは重大な経済的事象ではないことから、当初保有持分の再測定をすべきではない。
- また、上記の明確化については、IFRS第11号の付録Bを年次改善を通じて修正すべきである。
 - IFRS-ICが論点の解決を行うか否かを判断するに当たり、考慮すべき要件（デュー・プロセスハンドブック5.16項）をいずれも満たすこと
 - 年次改善を行うべきかに当たり、考慮すべき要件（デュー・プロセスハンドブック6.11項から6.14項）をいずれも満たすこと
- 他方、「事業」の定義を満たさない共同支配事業に対する共同支配を獲得して共同支配事業者となる場合、IFRS第3号第2項(b)⁵がIFRS第3号は適用さ

した個別の資産（IAS第38号「無形資産」の無形資産の定義及び認識要件を満たす資産を含む）及び引き受けた負債を識別し、認識しなければならない。グループの取得原価は、購入日における対応する公正価値に基づいて、認識可能な個別の資産及び負債に配分しなければならない。当該取引又は事象によりのれんは発生しない。

(c) 共通支配下の企業又は事業の結合（B1項からB4項において関連する適用指針を提供する）

⁵ IFRS第3号第2項（強調追加）

本基準は企業結合の定義を満たす取引又はその他の事象に適用される。本基準は次の取引には適用しない。

(d) 共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理

れず、資産の取得として原価配分アプローチが適用される旨を規定していることから、当初保有持分は再測定すべきでない。また、上記のとおり、現行のIFRS第3号がすでにガイダンスを提供していること、また、著しい実務の不統一は聞かれないことから、当プロジェクトの範囲に含めるべきではない。

IFRS 解釈指針委員会で示された主な意見

8. 一般原則の識別について、IFRS-IC 会議において示された主な意見等は次のとおりであった。
- (1) IFRS-IC メンバーから、IASB スタッフは投資の法的形態（法人格を有するかどうか）は分析に影響を与えないとしているが、例えば、投資の法的形態によって課税関係が変わることもあり、分析に影響を与える可能性があるとの意見が示された。
 - (2) これに対して、IASB スタッフから、IFRS 第 11 号では投資の法的形態によって当事者の権利及び義務が異なる旨が指摘された。
 - (3) 同様に、IFRS-IC の議長からも、IFRS 第 11 号では投資の構造によって取扱いが異なり、法域によっては実質的に法人格を有すると考えられる状況もあるとした上で、投資の法的形態は分析に影響を与える可能性があり、分析にあたっての考慮事項とすべき旨が指摘された。
9. 取引類型 1（取引前には共同支配事業者又は共同支配事業の参加者であった状態から、共同支配事業に対する支配を獲得する取引）について、IFRS-IC 会議において示された主な意見等は次のとおりであった。
- (1) IFRS-IC メンバーから、将来に向かって適用することの意味について質問があった。これに対して、IASB スタッフから、修正の発効日後に行われた取引から適用される旨が回答された。
 - (2) その他、IFRS-IC メンバーから、投資が企業に対する資本持分ではなく負債持分である場合についても検討すべきではないかとの意見や、IFRS 第 3 号第 42 項は純損益又は OCI（その他の包括利益）を通じた再測定を規定していることから、
-
- (e) **事業を構成しない資産又は資産グループの取得。そのような場合、取得企業は、識別可能な取得した個別の資産（IAS 第38号「無形資産」の無形資産の定義及び認識要件を満たす資産を含む）及び引き受けた負債を識別し、認識しなければならない。グループの取得原価は、購入日における対応する公正価値に基づいて、認識可能な個別の資産及び負債に配分しなければならない。当該取引又は事象よりのれんは発生しない。**
- (f) 共通支配下の企業又は事業の結合（B1項から B4項において関連する適用指針を提供する）

さらなる分析が必要ではないかとの意見が示された。

10. 取引類型 2（親会社が支配を喪失し、取引後に共同支配事業者又は共同支配事業の参加者となる取引）について、IFRS-IC 会議において示された主な意見等は次のとおりであった。
 - (1) IFRS-IC メンバーから、親会社が支配を喪失し、取引後に共同支配事業者又は共同支配事業の参加者となる取引で、資産又は資産グループが事業の定義を満たす場合には、残存持分を再測定すべきであるとの意見が示された。
 - (2) IFRS-IC メンバーから、IFRS-IC においてこれ以上の議論が行われないことに関する懸念が示された。これに対して、IFRS-IC 担当ディレクターから、IFRS-IC で議論を行わないのではなく、持分法のリサーチ・プロジェクトとの関係もあるため、今後の進め方について IASB に助言を求める旨が回答された。IFRS-IC の議長からも、IASB と協議する旨のコメントがあった。
11. 取引類型 3（持分の追加取得により、共同支配事業の参加者が共同支配事業者となる取引）については、IFRS-IC メンバーから特段の意見等は示されなかった。

IFRS 解釈指針委員会での議論の結果

12. IFRS-IC は、当初保有持分を再測定すべきかどうかを判断する際に考慮すべき主要な要因は、次のことであることに合意した。
 - (1) 基礎となる経済的事象の重大性（例えば、事業に対する「支配」の獲得及び子会社に対する「支配」の喪失が重大な経済的事象として特徴付けられる。）
 - (2) 従来より保有していた持分又は残存持分の認識に適用される測定モデル（例えば、IFRS 第 3 号及び IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）は、公正価値を基礎とした測定モデルを使用しており、これは当初保有持分等を再測定すべきであることを示す。）
13. また、IFRS-IC は当プロジェクトの対象とされた 3 つの取引類型を、資産又は資産グループが事業の定義を満たす場合と満たさない場合とで、それぞれ 2 つに分けて分析することを暫定的に決定した。それぞれの場合の暫定決定事項は次のとおりである（IFRS-IC による暫定決定は、取引類型(2)で「事業」の定義を満たさない場合を除き、IASB スタッフからの提案と整合的である。）
 - 取引類型(1)で、資産等が「事業」の定義を満たす場合について
 - IFRS-IC は、この取引は重大な経済的事象を生じさせ、当初保有持分の再測定は IFRS 第 3 号の公正価値測定の要求事項とも整合的であることから、当初保有持分を再測定すべきであると暫定的に決定した。

- IFRS-ICは、IFRS第3号の第41項⁶及び第42項⁷の文言では、当初保有持分の再測定を要求していないように誤解されるおそれがあることから、自らの結論を反映するため、年次改善の方法でIFRS第3号の修正を提案することを暫定的に決定した。
- IFRS-ICは、提案する修正は年次改善の要件を満たしていること、及び、発効日以後に生じる取引に将来に向かって適用すべきであることに合意した。
- 取引類型(3)で、資産等が「事業」の定義を満たす場合について
 - IFRS-ICは、この取引は重大な経済事象を生じさせないことから、当初保有持分を再測定すべきでないと暫定的に決定した。
 - 当初保有持分を再測定しないことは、IFRS第11号の要求事項（共同支配事業に対する自己の持分に係る資産及び負債を、適用される基準に従って会計処理することを企業に要求している。）とも整合的であると考えた。しかし、IFRS-ICは、IFRS第11号の文言では、当初保有持分の再測定を要求していると誤解されるおそれがあることから、自らの結論を反映するため、年次改善の方法でIFRS第11号の修正を提案することを暫定的に決定した。
 - IFRS-ICは、提案する修正は年次改善の要件を満たしていること、及び、発効日以後に生じる取引に将来に向かって適用すべきであることに合意した。
- 取引類型(1)及び(3)で、資産等が「事業」の定義を満たさない場合について
 - IFRS-ICは、IFRS第3号の第2項(b)が、資産又は資産グループが事業の定義を満たさない場合の資産の取得の通常の会計処理に関するガイダンスを提供していること、また、著しい実務の不統一は聞かれないことから、これらの取引の会計処理をアジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

⁶ IFRS 第3号第41項

取得企業は、取得日の直前に持分を保有していた被取得企業の支配を取得する場合がある。例えば、20X1年12月31日に、企業Aは企業Bの非支配持分を35%保有している。その日に、企業Aは企業Bの持分の40%を追加購入し、企業Aは企業Bの支配を得る。本基準では、このような取引を、段階的に達成される企業結合と呼ぶが、段階取得と呼ぶこともある。

⁷ IFRS 第3号第42項

段階的に達成される企業結合においては、取得企業は以前に保有していた被取得企業の持分を、取得日公正価値で再測定し、それにより利得又は損失が生じる場合には、当該利得又は損失を、適宜、純損益又はその他の包括利益に認識しなければならない。過去の報告期間において、取得企業は、被取得企業に対する持分の価値の変動をその他の包括利益に認識しているかもしれない。その場合には、その他の包括利益に認識された金額は、取得企業が以前保有していた持分を直接処分したならば要求されたであろう基準と同じ基準で認識しなければならない。

- 取引類型(2)で、親会社が「支配」を喪失し、取引後に共同支配事業者又は共同支配事業の参加者となる取引について
 - IFRS-IC は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と整合的に、支配の喪失を重大な経済的事象と捉えるべきであると考えた。
 - しかし、この取引は、IASBにおいて最近その適用日の延期が議論されている「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出 (IFRS第 10 号及びIAS第 28 号の修正)」との類似性があることから、資産又は資産グループが事業の定義を満たすか否かにかかわらず、この取引に関してのこれ以上の議論を、持分法のリサーチ・プロジェクトが完了するまで延期すべきかどうかを評価するため、IASBと協議することを決定した。

14. 以上の IFRS-IC の暫定決定事項を一覧表に整理すると、次のとおりである。

取引類型		資産又は資産グループ	
		事業	非事業
(1)	取引前には共同支配事業者又は共同支配事業の参加者であった状態から、共同支配事業に対する支配を獲得する取引	当初保有持分を再測定する。 (年次改善)	当初保有持分を再測定しない。 (アジェンダ却下)
(2)	親会社が支配を喪失し、取引後に共同支配事業者又は共同支配事業の参加者となる取引	持分法のリサーチ・プロジェクトに合わせて議論を延期すべきかどうか、IASB と協議する。	
(3)	持分の追加取得により、共同支配事業の参加者が共同支配事業者となる取引	当初保有持分を再測定しない。 (年次改善)	当初保有持分を再測定しない。 (アジェンダ却下)

今後のステップ

15. 2015 年 9 月に開催された IFRS-IC 会議の結果、今後のステップは、次のとおりとされた。
- 取引類型(1)及び(3)で、資産等が「事業」の定義を満たす場合
→IASB スタッフは、今後の IASB 会議で年次改善案を提示する。
 - 取引類型(1)及び(3)で、資産等が「事業」の定義を満たさない場合
→IFRS-IC は、アジェンダ却下通知 (案) を公表する (別紙 2 参照) 。
 - 取引類型(2)
→IFRS-IC がこの取引に関してこれ以上の議論を延期すべきか、審議を早期に完了させるべきかに関する見解を得るため、IASB スタッフは本論点を今後の IASB 会議で提示する。なお、IASB は、2015 年 10 月会議で本件について審議を行って

いるが、同会議では、結論は出されなかった。

IV. 事務局による気付き事項

取引類型(1)及び(3)で、資産等が「事業」の定義を満たす場合

16. 本取引類型に関する IFRS-IC の暫定決定（従来より保有していた持分の再測定が必要であるとした上で、それを年次改善によって明確化する）については、IFRS-IC 会議で示されていた論拠を踏まえ、その方向性に同意する。このため、当委員会としては、年次改善の文案が提示された時点で、その内容を検討の上、必要に応じてコメント・レターの提出を検討する方向としてはどうか。

取引類型(1)及び(3)で、資産等が「事業」の定義を満たさない場合

17. 本取引類型に関する IFRS-IC の暫定決定（従来より保有していた持分の再測定は行わないとした上で、それをアジェンダ却下通知（案）（別紙2参照）によって明確化する）については、IFRS-IC 会議で示されていた論拠を踏まえ、その方向性に同意する。このため、当委員会としてアジェンダ却下通知（案）に対するコメント・レターを提出することは特段不要と考えられる。

取引類型(2)

18. 本取引類型に関する IFRS-IC の暫定決定（持分法のリサーチ・プロジェクトとの関係を踏まえて、今後の進め方について IASB へ助言を求める）については、当委員会としては、従来より、持分法については包括的なプロジェクトとして進められる必要があると指摘していることから、その方向性に同意する。

V. 専門委員会において示された主な意見

19. 2015年11月10日に開催された第1回IFRS適用課題対応専門委員会では、次の意見が聞かれた。
- (1) IFRS-IC 会議で合意されたアプローチと結論について概ね支持するものの、取引類型(3)の「共同支配」を獲得するケースを「重大な経済的事象」ではないと整理しているが、この根拠が不明確である。
 - (2) 何を「重大な経済的事象」と捉えるべきかについて、一層の議論が必要ではないか。
 - (3) 別紙1で示されている状況を踏まえると、IASB はより包括的な検討をすべきではないかと考える。IFRS-IC での議論を超えるものかもしれないが、あまりにも統一感を欠く検討となっている印象がある。

- (4) 部分的な検討を続けて、全体として矛盾が生じてくるというケースが見受けられるため、より包括的な議論を促すコメントをしてはどうか。

以 上

2015年7月会議での決定事項

取引後 取引前		金融資産	持分法	共同支配事業		支配
				共同支配事業者	参加者	
金融資産		IFRS9 (取引#A)	指針不明確 (取引#F)	指針不明確 (取引#K)	指針不明確 (取引#P)	再測定する (取引#U)
持分法		再測定する (取引#B)	再測定しない (取引#G)	指針不明確 (取引#L)	指針不明確 (取引#Q)	再測定する (取引#V)
共同支配 事業	共同支配 事業者	再測定する (取引#C)	指針不明確 (取引#H)	再測定しない (取引#M)	指針不明確 (取引#R)	指針不明確 (取引#W)
	参加者	再測定する (取引#D)	指針不明確 (取引#I)	指針不明確(明確化 要望)(取引#N)	指針不明確 (取引#S)	指針不明確 (取引#X)
支配		再測定する (取引#E)	再測定する (取引#J)	指針不明確 (取引#O)	指針不明確 (取引#T)	再測定しない (取引#Y)

指針が不明確な取引パターン全 14 個のうち、

- 5 個：指針が不明確であり、本プロジェクトの範囲に含めることが適切なもの
- 9 個：指針が不明確であるが、本プロジェクトの範囲に含めることが適切でないもの

2015年9月のアジェンダ却下通知(案)

IFRS第11号「共同支配の取決め」——これまで保有していた持分の再測定：種々の取引
(アジェンダ・ペーパー5A及び5C)

解釈指針委員会は、共同支配事業の資産及び負債に対してこれまでに保有していた持分
を、以下の取引において、こうした取引に関わる資産又は資産グループがIFRS第3号「企業
結合」に従って事業の定義を満たさない場合に、再測定すべきなのかどうかを議論した。

- a. 取引前に共同支配事業に対する共同支配を有しているか又は共同支配事業の当事者で
ある状態からの、共同支配事業に対する支配の獲得
- b. 持分の変動で、共同支配事業の当事者が共同支配事業に対する共同支配を獲得すること
となるもの。共同支配事業の当事者は、取引前に当該共同支配事業に関する資産に対す
る権利及び負債に対する義務を有していた。

解釈指針委員会は、IFRS第3号の第2項(b)が、資産又は資産グループが事業の定義を満
たさない場合の資産の取得の通常の会計処理に関するガイダンスを提供していることに留
意した。解釈指針委員会は、著しい実務の不統一は聞いていないことにも着目し、したが
って、これらの取引の会計処理をアジェンダに追加しないことを「決定した」。

以上